

鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例（昭和48年鹿沼市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の54の部中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表55の部中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。